

社会保障・税一体改革における地方単独事業の扱いについて

- 社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果…………… 1
（平成 23 年 11 月 10 日総務省報道資料）

- 「社会保障関係の地方単独事業」の分析等について…………… 7
（平成 23 年 12 月 26 日「国と地方の協議の場」厚生労働省資料）

- 地方単独事業の総合的な整理ほか…………… 10
（平成 23 年 12 月 29 日「国と地方の協議の場」資料）

- 役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算ほか…………… 13
（平成 23 年 12 月 29 日「国と地方の協議の場」記者会見配付資料）

平成23年11月10日

社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果

総務省は、社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）に記載された「地方単独事業を含む社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理」の基礎資料とするため、平成22年度決算における社会保障関係の地方単独事業を調査していましたが、その調査結果がまとまりましたので、別添のとおりお知らせします。

(連絡先)
自治財政局調整課
担当：梶課長補佐、織田係長
連絡先：（代表）03-5253-5111
（内線）27056、23349
（直通）03-5253-5619
（FAX）03-5253-5620

地方単独事業に関する調査結果

1. 趣旨

社会保障・税一体改革案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に記載された「社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理」の基礎資料とするため、平成22年度決算における社会保障関係の地方単独事業※を調査。

※ 地方単独事業：国庫からの補助を受けずに地方公共団体が単独で実施する事業。本調査では、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、「総合福祉」、「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」、「障害者福祉」、「就労促進」、「貧困・格差対策」に該当するものとして報告があった金額を集計。

2. 調査対象団体

- ・全道道府県
- ・被災市町村を除く全市町村・特別区
- ※ 被災市町村は被災3県の特定被災地方公共団体(95市町村)
- ※ 被災市町村分は、人口比(3.81%)を用いて機械的に算出

3. 除外事業

- ・乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係
- ・厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業

4. 調査結果

6. 2兆円 (内訳は別紙)

- <社会保障・税一体改革成案抜粋>
- Ⅱ 社会保障費用の推計
- 2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計
- 社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後の全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

※ 本調査結果を基礎資料とし、今後、成案を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理することとなる。

地方単独事業（平成22年度決算）調査結果

（単位：億円）

項目	地方負担	
	都道府県	市区町村
1 総合福祉	2,142	1,643
2 医療	26,978	19,465
3 介護・高齢者福祉	7,088	6,132
4 子ども・子育て	17,200	13,817
5 障害者福祉	5,833	3,277
6 就労促進	588	247
7 貧困・格差対策	2,381	2,144
合計	62,210	46,725

注1 金額は一般財源ベースである。

注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災三県の特定被災地方公共団体（95市町村）を除く全市町村・特別区である。

注3 調査対象外団体分（95市町村分）は、人口比（3.81%）に応じて機械的に算出し、計上している。

注4 乳幼児医療費助成（義務教育就学後分）、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」（平成22年度予算）に計上されている事業は除外。

注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費（災害救助費を除く。）、衛生費（清掃費を除く。）、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。

地方単独事業（平成22年度決算）

(単位：億円)

項目	地方負担		市町村分	
	都道府県分	市町村分	都道府県分	市町村分
1 総合福祉	2,142	499	1,643	
公立総合福祉施設	535	70	465	
民生委員	227	92	135	
社会福祉団体（社会福祉協議会・社会福祉事業団等）運営費補助・負担金	865	51	814	
社会福祉施設職員等退職手当共済事業費補助金	189	185	4	
社会福祉事業指導（福祉活動指導員・専門員設置事業等含む）	27	11	16	
私立社会福祉施設補助（各分野に計上するものを除く。）	38	30	8	
その他の総合福祉関係サービス	261	60	201	
2 医療	26,978	7,513	19,465	
国民健康保険（地方単独事業分）	5,341	3	5,338	
後期高齢者医療制度（地方単独事業分）	873	1	872	
保健所	1,554	795	759	
市町村保健センター	859	1	858	
口腔保健センター	12	4	8	
その他の医療・保健施設サービス	134	34	100	
乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）	2,101	682	1,419	
母子（父子）家庭医療費助成	656	259	397	
障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成	2,941	1,425	1,516	
老人医療費助成	422	173	249	
難病医療費助成（特定疾患治療調査研究・地方単独分）	103	90	13	
難病医療費助成（特定疾患治療調査研究・超過負担分）	398	398	0	
小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾患治療調査研究・地方単独分）	2	1	1	
小児慢性疾患医療費助成（小児慢性特定疾患治療調査研究・超過負担分）	9	5	4	
不妊治療費助成（地方単独事業分）	19	2	17	
ハンセン病患者支援	1	1	0	
乳幼児健康診査	182	1	181	
妊産婦健康診査（地方単独事業分）	366	1	365	
その他の母子保健（地方単独事業分）	102	17	85	
予防接種（定期接種、任意接種）	1,670	2	1,668	

(単位：億円)

項目	地方負担		市町村分	
	都道府県分	市町村分	都道府県分	市町村分
健康被害給付	8	3	5	
結核対策（健康診断等）	81	7	74	
がん検診（地方単独事業分）	921	3	918	
成人健康診査・生活習慣病対策	200	11	189	
後期高齢者保健（健診、人間ドック助成等）（地方単独事業分）	53	1	52	
歯科保健・口腔衛生（歯周疾患検診等）	75	7	68	
公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）	6,036	2,842	3,194	
都道府県ナースセンター	49	6	43	
医療人材（医師・看護師・保健師等）確保（看護師等養成所含む）	299	219	80	
救急医療施設運営費等助成	163	29	134	
夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）	289	41	248	
周産期救急医療・精神科救急医療等 特殊救急医療運営費等補助	37	13	24	
小児医療（小児救急医療含む）	71	18	53	
へき地医療	34	5	29	
災害時における医療	5	3	2	
その他の地域医療確保（民間医療機関への助成含む）	316	210	106	
病院内保育所運営	7	3	4	
新型インフルエンザ対策（地方単独事業分）	90	41	49	
新型インフルエンザ対策のうち、感染症指定医療機関への運営費助成（地方単独事業分）	2	1	1	
感染症予防（狂犬病・狂犬病予防対策、エイズ対策等）	36	8	28	
住民健康増進（高齢者含む）	111	11	100	
臓器移植対策	3	3	0	
医療安全支援	23	2	21	
医薬品等安全（薬事指導等）	10	9	1	
医療関係団体補助	78	12	66	
その他の医療・保健関係サービス	236	110	126	

(単位：億円)

項目	地方負担		市町村分	
	都道府県分	市町村分	都道府県分	市町村分
3 介護・高齢者福祉	7,088	6,132	956	
介護保険(地方単独事業分)	2,182	2,182	0	
公立養護老人ホーム等(老人保護措置費)	487	485	2	
公立老人福祉施設(老人保護措置費除く)	602	596	6	
その他の公立介護・高齢者福祉施設サービス	188	182	6	
介護サービス利用者負担助成	212	31	181	
養護老人ホーム等入所負担軽減	149	61	88	
老人日常生活用具、介護用品等支給(緊急通報装置含む)	115	114	1	
高齢者世帯居住安定	63	61	2	
高齢者移動支援(交通費助成、敬老バス等)	600	449	151	
私立養護老人ホーム等(老人保護措置費)	534	494	40	
私立老人福祉施設(老人保護措置費除く)	534	227	307	
介護実習・普及センター	9	3	6	
介護サービス事業者指導・情報提供	7	4	3	
介護人材確保・養成(地方単独事業分)	13	8	5	
高齢者日常生活支援(在宅生活支援、各種相談)	261	225	36	
高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業(明るいまつり推進事業)	129	115	14	
介護予防・地域支え合い事業(生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等)	122	105	17	
在宅医療・訪問看護推進	6	5	1	
高齢者虐待防止	2	2	0	
認知症高齢者支援	9	5	4	
高齢者就業対策(シルバー人材センター含む)	172	169	3	
老人クラブ活動費	52	51	1	
介護・高齢者福祉関係団体補助	88	49	39	
その他の介護・高齢者福祉関係サービス	552	509	43	
4 子ども・子育て	17,200	13,817	3,383	
児童相談所・一時保護施設	393	128	265	
公立保育所(地方単独事業分)	5,028	4,920	108	
公立幼稚園(地方単独事業分)	1,277	1,275	2	
公立児童厚生施設(児童館、児童遊園等)	653	618	35	
公立児童福祉施設(保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等)	131	48	83	

(単位：億円)

項目	地方負担		市町村分	
	都道府県分	市町村分	都道府県分	市町村分
公立子育て支援施設	151	141	10	
公立子ども若者支援施設(青少年センター等)	171	137	34	
知的障害児施設等(療育センター等含む)	485	269	216	
児童デイサービス施設	65	65	0	
その他の子ども・子育て施設サービス	123	121	2	
子どもに対する現金給付(母子・父子・遺児等含む)	700	250	450	
障害児に対する現金給付	32	27	5	
出産祝い金	34	34	0	
保育料軽減	122	97	25	
幼稚園就園奨励費助成(地方単独事業分)	207	202	5	
幼稚園就園奨励費助成(超過負担分)	147	146	1	
障害児児童生徒援助・給食援助(地方単独事業分)	931	929	2	
放課後児童クラブ等利用者負担助成	63	63	0	
私立保育所(地方単独事業分)	2,904	2,339	565	
認可外保育所等(待機児童解消含む)	437	376	61	
私立幼稚園(地方単独事業分)	913	156	757	
私立児童厚生施設(児童館、児童遊園等)	24	24	0	
私立児童福祉施設(保育所、児童厚生施設除く。児童養護施設等)	100	51	49	
私立子ども若者支援施設(青少年センター等)	2	2	0	
放課後児童健全育成(放課後児童クラブ、放課後子ども教室等)(地方単独事業分)	386	375	11	
児童委員	28	14	14	
里親支援	1	1	0	
母子家庭等支援	111	92	19	
児童虐待防止	15	11	4	
地域療養・居宅介護等障害児支援(重度障害児対応含む)	25	14	11	
子育て支援(一時預かり、保育ママ、児童家庭相談、私立子育て支援施設等。地方単独事業分)	471	119	352	
障害児教育等幼児教育支援	275	203	72	
子ども・若者(青少年)育成支援	223	200	23	
子ども・子育て関係団体補助	62	45	17	
その他の子ども・子育て関係サービス	510	325	185	

(単位：億円)

項目	地方負担	市町村分	
		都道府県分	市町村分
5 障害者福祉	5,833	2,556	3,277
公立障害者施設	1,276	332	944
公立精神保健福祉施設	67	40	27
公立精神障害者社会復帰施設	22	8	14
その他の障害者福祉施設サービス	71	18	53
障害者（障害児除く）に対する手当	810	275	535
障害者施設利用者負担軽減	155	111	44
障害者グループホーム・ケアホーム・生活ホーム等助成	68	5	63
交通費・燃料代助成	358	1	357
日常生活用具給付	83	4	79
私立障害者施設	213	130	83
私立精神保健福祉施設・精神障害者社会復帰施設	4	0	4
居宅介護・活動支援、自立支援・社会参加促進、地域生活支援（相談員配置、療育支援、社会参加促進等含む）	1,117	605	512
小規模作業所・地域活動支援センター等運営助成	259	24	235
障害者就労促進（事業者への助成含む）	50	9	41
精神障害者支援（社会適応訓練事業等）	20	3	17
精神保健福祉相談・こころの健康づくり（自殺対策）等	36	8	28
権利擁護推進（成年後見制度普及事業等）	23	1	22
障害者福祉関係団体補助	54	7	47
その他の障害者福祉関係サービス	1,147	975	172
6 就労促進	588	341	247
職業能力開発校・公立職業訓練校等（地方単独事業分）	127	118	9
公立労働福祉施設・労働センター等	133	17	116
ジョブカフェ、就職相談支援センター等	60	50	10
その他の就労促進施設サービス	23	19	4
若年就労支援（私立施設含む）	25	14	11
地域若者サポートステーション	3	2	1
就労促進関係団体補助	84	37	47
その他の就労促進関係サービス	133	84	49

(単位：億円)

項目	地方負担	都道府県分	
		都道府県分	市町村分
7 貧困・格差対策等	2,381	237	2,144
福祉事務所	1,976	156	1,820
婦人相談所、婦人保護施設	23	16	7
公立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設）	36	3	33
公立隣保館	89	2	87
その他の貧困・格差対策等施設サービス	17	6	11
外国籍住民等福祉給付金助成	7	2	5
ホームレス自立支援	21	10	11
私立生活保護施設（救護施設、医療保護施設、授産施設、更生施設）	3	1	2
私立隣保館	1	0	1
行旅病人及びひび死亡人取扱	22	1	21
女性保護に要する事業（DV対策事業等）	13	5	8
遺族等援護（中国残留邦人、戦傷病者等含む）	16	5	11
交通災害共済	16	0	16
その他の貧困・格差対策等関係サービス	141	30	111
合計	62,210	15,485	46,725

平成 23 年 12 月 26 日
厚生労働省

「社会保障関係の地方単独事業」の分析等について

国と地方の協議の場等で、厚生労働省による地方単独事業の分析の具体的な内訳を示すべきとのご指摘があったことを踏まえ、

- ① 社会保障関係の地方単独事業について、「社会保障 4 分野」、「給付」、「制度として確立されたもの」といった諸点に従って分析したもの【別添 1】
- ② 「社会保障給付費」の対象となっている事業と地方単独事業を同じ考えに従って整理して分析したもの【別添 2】
- ③ 総務省調査の各項目についての詳細な整理内容【別添 3】（省略）

を資料として提出する。

いずれにしても、具体的な分類等については、前回協議で示された関係 4 府省でとりまとめられた論点に沿って、精査を進めていくことが必要と考えている。

総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析

【別添1】

地方単独事業全体 (6.2兆円程度)

(うち、「社会保障」分野に属さないもの)

- 出産祝い金
- 準要保護児童生徒援助・給食援助
- 通学バス運行事業費
- 勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野 (5.5兆円程度)

社会保障4分野以外 (1.8兆円程度)

(うち、給付に該当しないもの)

- 福祉事務所、保健所、保健センター 等

給付 (1.2兆円程度)

- 民生委員活動費
- 障害者施設利用者負担軽減
- 老人クラブ活動費
- 予防接種 など

社会保障4分野 (3.8兆円程度)

(うち、給付に該当しないもの)

- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費
- 公立病院・診療所等の保険収入外の繰入 など

給付 (2.6兆円程度)

(うち、制度として確立されていないもの)

- 国民健康保険の一般会計繰り入れ
- 乳幼児医療費助成 (義務教育就学前分)
- 保育所 (公・私立) の職員加配、人件費の上乗せ、保育料軽減
- 子どもに対する現金給付 など

制度として確立されているもの (~0.2兆円程度)

- 後期高齢者保健 (健診、人間ドック助成等)
- 医療安全支援
- 老人日常生活用具、介護用品等支給
- 公立幼稚園
- 児童委員
- 里親支援
- 母子家庭等支援
- 妊産婦健康診査
- 病院内保育所運営 等

※社会保障4分野=年金、医療、介護、子ども・子育て

※地方単独事業のうち「社会保障」の「給付」に当たる部分は3.8兆円である (1.2兆円 (4分野以外) + 2.6兆円 (4分野))。

社会保障4経費（消費税対象経費）との関係での社会保障給付の整理

【別添2】

社会保障給付費における公費負担

社会保障給付 38.8兆円程度
(国28.8兆円：地方10.0兆円)

(うち、社会保障4分野に該当しないもの)

- 生活保護（医療扶助を除く。） ○障害者自立支援給付
- 感染症予防対策事業 ○難病相談、支援センター事業 等

社会保障4分野 35.9兆円程度
(国25.8兆円：地方8.4兆円)

(うち、制度として確立されていないもの)

- 難病医療費（特定疾患治療研究費） ○救急医療対策費
- 社会福祉法人による介護利用者負担の軽減措置 等

制度として確立されているもの 30.7兆円程度
(国23.1兆円：地方7.7兆円)

年金	○基礎年金 等
医療	○後期高齢者医療 ○協会けんぽ ○国民健康保険 ○公費負担医療 等
介護	○介護保険
少子化	○子ども手当（児童手当相当分） ○保育所負担金（私立） ○公立保育所（交付税分） ○育児休業給付 ○社会的養護 等

地方単独事業

社会保障給付 3.8兆円程度

- (うち、社会保障4分野に該当しないもの)
- 民生委員活動費 ○老人クラブ活動費
 - 障害者施設利用者負担軽減 ○予防接種 等

社会保障4分野 2.6兆円程度

(うち、制度として確立されていないもの)

- 国民健康保険の一般会計繰り入れ
- 乳幼児医療費助成
- 保育所（公・私立）の職員加配、人件費の上乗せ、保育料軽減
- 子どもに対する現金給付 等

制度として確立されているもの ~0.2兆円程度

医療	○後期高齢者保健 （健診、人間ドック助成等） ○医療安全支援
介護	○老人日常生活用具、介護用品等支給
少子化	○公立幼稚園 ○児童委員 ○里親支援 ○母子家庭等支援 ○妊産婦健康診査 ○病院内保育所運営 等

平成21年度税制改正法附則第104条に規定されている消費税対象経費

国23.1兆円：地方7.7兆円 **地方 ~0.2兆円**

※社会保障4分野＝年金、医療、介護、子ども・子育て

※公費負担のうち、「制度として確立されているもの」の金額は22年決算ベース。その他の公費負担の金額は23年度予算ベース等を元に推計。

地方単独事業の総合的な整理

平成 23 年 12 月 29 日

内閣官房

総務省

財務省

厚生労働省

- 1 地方単独事業を含め、それぞれの事業の機能・性格に着目して社会保障給付の全体像を整理することは重要であり、こうした整理を統計的に行う場合には、一定の画一的な基準を設け、一つ一つの事業を仕分けていくことは避けて通れない作業である。
- 2 しかしながら、今般の社会保障・税一体改革では、全国レベルのセーフティネットである国の制度と地域の実情などに応じたきめ細かなセーフティネットである地方単独事業の2つのセーフティネットが組み合わさることによって社会保障制度全体が持続可能なものとなっていくとの認識を共有した上で、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することとしている。
- 3 こうした改革の趣旨を踏まえれば、今回の引上げ分の消費税収（国・地方）の国・地方の配分を定める前提として社会保障給付における国と地方の役割分担を整理するに当たっては、地域の実情に応じ、それぞれの地域の判断で行われている地方単独事業の一つ一つについて個々に精査を重ねるよりも、一定の基準を設けつつ、地域の判断を尊重した上で定量的な整理に努めることが求められる。
- 4 こうした考え方の下、12月12日付け「地方単独事業の総合的な整理についての論点」で示された各論点について、以下のとおり整理する。
 - ① 「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか。

「成案」で示された「社会保障4経費の分野に則った範囲の社会保障給付」における地方単独事業を対象とすることを基本とする。その範囲については、厚生

労働省の分析による社会保障4分野（3.8兆円）をベースとしつつ、「則った範囲」として、実質的にこれらの分野と重複している事業及び一体として評価される事業も含めることとし、具体的には、予防接種、がん検診、乳幼児健診、老人保護措置費等を加えて整理する。

② 「給付」に該当するかどうか。

国民に現物サービスを提供しているマンパワーの人件費について、「給付」の担い手としての側面を評価する一方、受益が直接個人に帰属しない事業について精査するほか、事務費及び事務職員の人件費等を除外することにより、整理する。

③ 「制度として確立された」ものであるかどうか。

国から見れば「法令による義務づけ」は制度としての重要な要素であるが、これを過度に重視することは事業の必要性に関するそれぞれの地域の判断への配慮を欠くこととなりかねない。他方で、国民負担を伴う今般の改革において、地域の判断を尊重するとしても、標準的な行政水準を超えて行われているサービスを国民全体で負担すべき対象として評価することは必ずしも適当ではない。そこで、地方財政計画や地方交付税における需要額をメルクマールとして「制度として確立された」地方単独事業を定量的に整理する。

(以上)

(案)

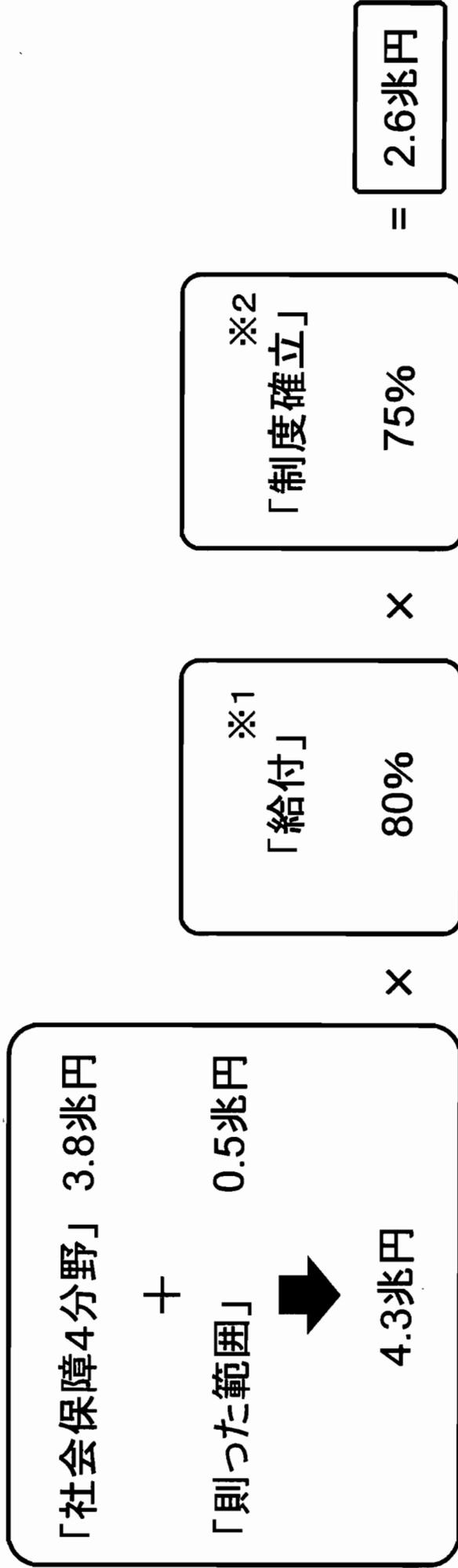
成案に示されている消費税率（国・地方）の引上げ分を5%とする場合の国と地方の配分については、社会保障四経費の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じて以下のとおりとする。

国分 3.46%

地方分 1.54%

〔	うち	地方消費税分	1.2%	〕
		地方交付税分	0.34%	

役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算



※1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

※2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

「社会保障4分野」に則った範囲の地方単独事業（主なもの）

厚生労働省が「社会保障4分野」に該当すると分析した事業（3.8兆円）

医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
- ・障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）
- ・夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）

介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）

子ども・子育て

- ・保育所（公立・私立）
- ・幼稚園（公立・私立）
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後こども教室等）

医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所（保健師）（注1）

介護

- ・養護老人ホーム等（老人保護措置費）（公立・私立）
- ・その他の施設（注2）
- ・居宅介護・活動支援等（注2）

子ども・子育て

- ・その他の施設（注2）
- ・地域療養・居宅介護等（注2）

「則った範囲」として追加する事業（0.5兆円）

（注1）「保健所（保健師）」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の人員費に限定。

（注2）地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。